

施策 (- 3 - 4) 障害者がはつらつと暮らせる社会づくりの推進

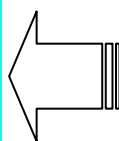
目的

障害者が個人として尊重され、住みたい地域で自立して生活し、障害のない人と同等の活動ができる社会を実現するため、住まいの場・働き場の確保、在宅サービスの充実などに取り組みます。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)

障害者の住まいの場と働く場の確保目標達成率 100%



現状値(平成15年度)

61.5%

島根県障害者計画「島根はつらつプラン」における障害者の住まい、働く場・活動の場の必要数に対する充足度です。現状値は、平均値です。

住まい：福祉ホーム、グループホーム

働く場・活動の場：通所授産施設、小規模通所授産施設、知的障害者通所更生施設、障害者福祉工場、障害者共同作業所

現状と課題

「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人が住みたい地域で自立した生活を送り、障害のない人と同等の活動が行える社会の実現が求められます。

施設に入所している身体障害者、知的障害者の約4割が自宅やグループホーム等の地域での生活を希望しており、障害者の意向を尊重し家族や関係者の理解を得ながら、施設等から地域生活への移行を促進する必要があります。

障害者が施設等から地域生活へ円滑に移行し、自立した生活を送るためには、グループホーム、福祉ホームなどの住まいの場や働き場である小規模通所授産施設などを確保する必要があります。

身近な地域での相談体制を充実し、居宅介護やデイサービス、短期入所等の在宅福祉サービスの充実を図ることが必要です。

中山間地域や離島などでは、地域生活移行の支援体制が未整備な地域があり、障害者の障害特性に応じた専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成が課題となっています。

用語解説

「ノーマライゼーション」
障害のある人もない人も、共に社会、経済、文化などの幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるということです。

「リハビリテーション」
障害のある人がライフステージのすべての段階において、その人がもっている自らの能力を最大限に発揮し、自立と社会参加をめざすことです。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>障害者施設福祉事業</p> <p>〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>身体障害者（児）及び知的障害者（児）の地域生活への移行のために、身近な地域で利用できる施設の整備を図ります。入所施設については、障害者のニーズや地域の実情をふまえ、必要な整備を支援します。</p> <p>障害者施設整備事業 障害児施設整備事業</p>
<p>支援費等援護事業</p> <p>〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>安心して地域生活を送れるよう在宅サービスを提供し、また、自立訓練や就労訓練の場として施設サービスを提供します。</p> <p>身体障害者支援費等援助事業 知的障害者支援費等援助事業</p>
<p>精神障害者福祉事業</p> <p>〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>症状が安定し、地域生活への受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行を促すため、地域生活支援センター、医療機関、社会復帰施設の連携による支援ネットワークを構築します。</p> <p>精神障害者社会復帰施設運営補助事業 精神障害者社会復帰施設整備補助事業</p>
<p>障害者在宅福祉事業</p> <p>〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>身近な地域で多様な在宅福祉サービスが受けられるように、その量的・質的な充実を図ります。 (主な事務事業)</p> <p>福祉医療助成事業 心身障害者扶養共済制度運営事業</p>
<p>障害者社会参加事業</p> <p>〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>スポーツ・文化活動など様々な社会活動への障害者の参加を支援します。</p> <p>障害者社会参加推進事業 障害者利用施設運営事業</p>
<p>障害者相談事業</p> <p>〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>身近な地域において、障害者の立場に立った福祉サービスの提供ができるよう相談体制を充実します。</p> <p>障害者相談事業 心と体の相談センター運営費</p>